

〔照屋仁士議員 登壇〕

○5 番 照屋仁士君 それでは、2 番手の質問に入りたいと思います。昨日、沖縄県議会議員選挙が終わりました。この選挙で翁長知事を支持する議席は過半数を超え、政府と対峙する辺野古新基地建設反対の民意が改めて示されたと報道されております。新たな県議会へも様々な県政課題の解決に期待をいたします。また、選挙直前の5月中旬、米軍属による大変痛ましい事件が起こり、去った5月24日に本町議会でも抗議決議並びに政府への意見書が全会一致で可決されました。その後、私は、27、28日と所用で上京いたしましたが、報道ではほとんど事件やその後には触れられておらず、周りからもほとんどこの話題すら出ない本土と沖縄の温度差を残念ながら感じずにはいられませんでした。今月も熊本、東京と県外へ行く予定がありますが、あらゆる機会で声を発し少しでも沖縄のことに理解を得る一助になればと考えております。4月14、16日に発生した平成28年熊本地震により、熊本市内、益城町をはじめ甚大な被害がひろがり、今なお住宅が押し潰され避難所生活を余儀なくされている方々が大勢います。東日本大震災の教訓から、災害ボランティアの派遣や受け入れ、あらゆる被災地支援が展開されておりますが、それでも復旧にはまだまだ時間と費用を要します。私は5月15日から17日にかけて熊本を訪問し、大きな被害を受けた熊本市にある熊本県青年会館をはじめ熊本市内や益城町を視察し、被災した仲間から直接話を聞き、片付けの手伝いも微力ながらさせていただきました。今後も自分のできる復興支援を続けたいと考えております。本題に戻りますが、3月議会終了からあつという間に新年度に入り、そろそろ梅雨明けが待ち遠しいこの頃であります。本定例会の審議内容を見ても執行部の皆さんが滞りなく町政運営にまい進されているものと改めて感謝申し上げます。

さて、今回の一般質問は、本年度の取組から1件、また新たな提案を1件であります。通告内容も調べていただけていると思いますので、現状、状況、考え方、また前向きな姿勢を示していただければ幸いです。まず1問目であります。病児・病後児保育の改善を（1）平成27年度から始まった病児・病後児保育は、予算が増額されるほど実績が上がりました。しかし、実際には利用できないとの声もありますが実態はどうなっているかお答えください。（2）利用登録申請書が町ホームページにあります。実際の利用までの手順を示していただければと思います。（3）今年度の予算でも施設拡充の留意事項を付しております。現在、町内の受け入れ施設は1カ所で、診察でさえ先着で打ち切られるなど非常に人気の高い施設であります。委託施設の拡充にどう取り組んでいるかお答えください。以上、一問一答でお願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、質問事項の1点目、病児・病後児保育の改善を（1）につ

いてお答えします。病後児保育については、平成 27 年度より津嘉山にある「わんぱくクリニック」へ委託をして実施しております。年間の延べ利用実績は、町内 332 人、町外 229 人、計 561 人となっております。利用できない状況について病院に確認したところ、インフルエンザの流行期や事前予約で埋まっている場合など利用できない状況もあると報告を受けております。

(2) についてお答えします。病後児保育を利用する場合、まず登録申請が必要ですが、それは事前に役場でも利用当日に実施施設でも申請が可能です。次に、利用申請が必要ですが、それは利用当日に実施施設で病状連絡票に記入し提出します。その後、診察を経て利用の可否が決定されます。

(3) についてお答えします。議会からの留意事項を受け、町内で運営可能な実施施設の調査、さらに町外の実施施設の受け入れ可能な状況などを調査しております。今後は、町内の実施施設の数を拡充するのか、または広域的な利用により拡充するのかその可能性と手法も含めて検討してまいります。以上です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 それでは、再質問したいと思います。まず 1 点目ですけれども、利用できないとの声を受けた実態ということで、実際に 561 人の利用が昨年度の実績としてあったとご答弁いただきました。この人数に関しては、人数イコール日数と言いますか、例えば 1 日に午前・午後とかそういった受け入れがあるのか。基本的には 1 日だと思えますけれども、日数についても延べ日数はこの日数と考えてよろしいでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。日数については、午前と午後に分けているものではありません。1 日という単位で答弁しております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 今年度、561 人という人数、また日数に関しても非常に大きな日数だし人数だと感じております。昨年度はたしかこの制度を始めて予定数より上回る利用があったということで補正予算も組んでいただいて、町民のためにできるだけ拡充しようということでありました。さらにそれに基づいて今年度の予算も 871 万ということで増額されていると、委員会でも当初予算の説明をいただいておりますが、今年度の予定数も同様な人数を考えているのか、それとも多めの人数を考えているのか、その人数と予算との関連をご説明いただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今年度予定の人数に関しましては、昨年の実績等を勘案しまして、大枠 400 人から 600 人の範囲内ということで予算を計上しております。まずこの施設のキャパ的な部分もございまして、今年度はこの人数が施設での利用可能な分になるものだと思っております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。今回、400 人から 600 人の利用者を見込んでいるということで、前回は 561 人ですので昨年よりプラスアルファということですね。受け入れ人数については、予算との絡みもあとで提案したいと思っております。

次に、町のホームページで告知をされていますし、当然、広報誌でもやったのだと思いますけれども、この町のホームページ上では他市町村の施設も併せてご案内をしています。そういった施設案内もありますが、その他市町村の施設の利用状況も把握しているのかどうか。していればお答えいただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 他の市町村で実施しておりますこの病児・病後児保育ですが、その病院ごとに各市町村の人数のデータはいただけませんので、その施設が例えば豊見城市であれば市外から何名の利用という把握でございまして。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 そういったことであれば、実際に町内の方が他の施設を利用しているかどうかは分からないということになるかと思っております。これを聞いているのは、町のホームページで紹介されている他市町村の施設もありますがその施設によってはオープンに受け入れている所もあるのですよね。当然、市町村指定で補助金をもらってやっている所もありますけれども、那覇市の施設だと市外からも受け入れをしていますし、あるいは八重瀬町の施設だと町内以外は受け入れしませんとか、それぞれ状況は違うわけですね。それぞれの施設がどのような受け入れをしているかについては、把握していただきたいと思うわけですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 その施設が設置されている市町村以外の方を受け入れているかいないかについては、把握しております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。把握しているということですので、非常にありがたいと思いますし、町民にも分かるかたちでお知らせいただきたいと思います。今、本町の指定施設は 1 カ所ということでありますけれども、利用案内について見てみますと、まず前提が前日予約であります。また、部屋数についても 3 室、要するに受け入れが 1 日 3 人までと制限があるわけです。制限は 3 部屋でありますけれども、病後児保育だけではなくて、当然、小児科の通常診療もやっておりますので診察については本当にいつも一杯です。受付時間の 1 時間を超えると留守電に切り替わるぐらい、予約の電話も非常に一杯の状況です。そういったなかで先ほどはインフルエンザの流行ですとか事前予約で埋まっている場合はできませんということもありますけれども、例えば診療状況で人が足りないとか病院の状況が大変忙しいとか、そういったことで受け入れられていないことがあるのかとかそういった状況まで聞いているのかどうかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 そういった状況については、聞いてはございません。ただ、病児保育については、一般診察とは別の受付の電話番号になっていますし、そして予約電話が来ましたら、その病児保育が可能かどうか判断の診察は一般診察とは別でやっていると同っております。病院の一般診察と病児保育がリンクして、病児保育ができなくなるというような状況があるとは聞いておりません。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。診療、診察については、確かに事前予約で、前日に事前予約をして一般の診察時間の前に行っているのですよね。ですから、一般診察が 9 時からでしたら、8 時半からとかそういったかたちで行っていて、当然、別になっていると思うのですけれども、そういう仕組み上、診察が一杯で病児保育が受けられない状況はないと、制度上、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 そのような理解でよろしいと思います。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 そういう理解でいきたいと思いますが、ただ、先ほど申し上げたとおり 1 日 3 室であります。当然、ここの診療体制を見ますと、病児保育含めて日曜日ではできません、土曜日の午後もできません。そういったなかで年間 365 日、土曜日は半日と計算すると月 6 日は病児保育もできない。また、祝日もできない、ということがありますので、それを計算しますと稼働日数が約 276 日であります。276 日というと、今の利用実績 561 人からしますと、1 日に 2 名入っている。すでにそういう状況でありますので、これがキャパとして最大あと 1 名は受け入れられるのでしょうけれども、非常に慢性的に一杯であると私は理解しています。

次に、2 点目に移ります。利用登録の流れですけれども、町で事前の登録もできると、そしてまた利用当日に実施機関で手続きをすることができるということで両方できるのですけれども、事前登録と利用手続きにしても、町に申請が上がってくるわけです。当然利用するから申請をしていると考えますけれども、だいたいこの利用実績 561 人と町で把握している利用申込数についても同じなのかどうかお答えいただければと思います。要するに、町に登録を要するわけですけれども、登録している人数と利用実績とだいたい同じなのか、それとも登録している人数はもっと多いのかお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 現在、平成 27 年度実績として町に登録している方は 73 名です。その方が複数回利用して 561 人となっていると思いますが、登録は 73 名です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 数字が思ったより小さいですね。複数回、要するに何日か利用するとそれが延べ 561 になるのかと思いますが、登録人数が非常に少ないという印象があります。本町のなかでこの病児・病後児、0 歳からなのか、1 歳からなのか、中学生ぐらいまで利用できると思うのですけれども、本町には対象となる、病児・病後児保育を受けることのできる対象者は何人いらっしゃるのですか。この 73 人というのは何パーセントに当たりますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この病児・病後児保育の対象年齢は、0歳から8歳までです。今年3月31日現在で、町内の8歳までの人数は、4,792人です。ですから、先ほどの登録者73人は、1.5パーセントとなります。以上です。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 この制度は、働く親にとっては非常に有益な制度だと考えます。本町は昨年からですけれども、県内では先駆けてやっている市町村が当然あるわけで、町内4,792名の対象者に対して登録が73名と、そういった部分では利用は広がっていて、この73名の方だけでも70パーセント近い使用状況がある。もう少し周知をすれば、当然利用者も増えていくと考えられるわけですから、キャパの問題はありますが制度として1.5パーセントの利用実績からするともう少し周知を行っていく必要もあると考えますが、その点、どうお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この制度は、平成27年度から取り組んでおり、町のホームページや広報誌等で周知をしておりますがそれで十分とは思っておりません。引き続き、こういう制度がありますと周知をしていきたいと思っております。保育所でチラシを配布するなどやっていきたいと思えます。ただ、73名であります、必ずしも病児・病後児保育だから預けるということではないと思えます。両親共働きにあってはどちらかが休んで子どもをみる、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんに預けるとか、そういう家庭の状況もあると思えます。子どもにとってはやはり親元が一番安心ですので、そういう状況があると思えますので、現時点では73名の登録。制度については、今後もいろいろな広報等活用して周知していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。当然、親が面倒をみることは大事だと思いますが、73名が利用していると言え、一方からすると73名にしか制度が利用されていない、利用することができていないこととなります。知らないがゆえに不利益を受けている人たちというのも想定されるわけです。南風原町は、今非常に高齢化率も低く若者世代、子育て世代がたくさんいます。町長はじめ子育てや今の貧困問題、いろんなことに力を入れているなかで、この制度は共働きの親にとって、また他市町村から移り住んで来られた世代にとって非常に有益な制度だと思います。やはり現状がホームページ、広報誌であってもこの73という数字は決して大きくないと思えますので、今後さらに広報の充実に努め

ていただきたいと思います。先ほども聞きましたけれども、ただ、広報を充実させても受け入れ施設に問題があるわけです。他市町村の利用ができると先ほどもありましたけれども、他市町村を利用する場合も事前登録が必要なのか。本町の場合は、事前登録をして町内の施設を利用するというのですが、他市町村を利用する場合はどのようになっているのか教えていただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 現時点で他市町村の施設を使う場合、その市町村での登録が必要かまで確認はしておりません。ただ、先ほどの答弁に続きますが、この 73 名以外に日ごろからかかりつけの小児科が病児保育をしていけば親として当然そこに行くはずです。近隣の南城市などやっている小児科もございますので、この 73 名以外にそういう所を使っている方もいると思います。引き続き、そういう方々が何名いて、町外の施設をどのぐらい利用しているか調査して、今後のこの制度充実に努めていきたいと思います。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。他市町村でも多くはないのですが、近隣に利用できる施設があります。私も実際に南風原町の施設が使えないということで、南部徳洲会で案内を受けますと徳洲会系列では古波蔵のほうに「こくらクリニック」という施設があって、こちらの利用もできますとチラシも置かれていました。本町でも利用者から問い合わせがあるかどうかは分かりませんが、利用者が事前に分かるように案内、広報をぜひともお願いしたいと思います。

次に 3 点目にいきたいと思います。先ほどありました今年度予算の留意事項、今言った諸々の理由も委員会で話し合われましたけれども、それを踏まえてぜひとも施設を拡充してくれと議会からも留意事項を付けております。現在、町内施設、町外の実施施設についても調査している、またどのように拡充をするか手法を検討するとご答弁いただいておりますけれども、県内でも受診できる小児科自体が少ないのですよね。そういうことから考えますと結構大変なこともあるかと想像できるわけですが、この受け入れをできる施設に対する要件、例えば隔離をできる保育室を整備するとか保育士を配置するとか、諸々の条件みたいなものもこの病児・病後児保育についてはあるのかどうかご説明いただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。この事業を受け入れる要件ですが、本町が取り

組んでいる病児対応型の病児・病後児保育については、保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること、調理室を有すること。それから、看護師等を利用児童のおおむね 10 人につき 1 名以上配置。また保育士についても 3 人につき 1 名以上配置などそういう要件がございます。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 当然、隔離できる場所が必要になるし、人員の配置で看護師だと 10 人に 1 人、保育士だと 3 人に 1 人ということでありまして、ここで少し先ほどの予算との絡みもありますが、この 871 万の予算については利用者割ではないですよ。人数だけの数値ではないと思います。当然、この受け入れを認定すると言いますか指定するに当たって基本料金がいくらでかつ人数でいくら、このようなものがあると思いますけれども、そのへんを併せてご説明いただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。この事業を受けるに当たっては、まず基本分がございます。それが 241 万 7,000 円。それに加算分がございます。50 人未満、それから 50 人以上 200 人未満、200 人以上 400 人未満というふうが増えていきまして、本町では先ほども申し上げましたように 400 人以上 600 人未満の範囲を想定していきまして、その分の加算が 629 万 4,000 円。先ほどの基本分と合わせて 800 万円あまりの予算額になっているということでありまして。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 今、なぜ予算の話をしたかと言いますと、例えば受け入れ施設が町内で増えた場合、今の施設の人数が減って予算措置が減るのではないかという懸念がありましたけれども、この予算には基本分が確保されていると、あとは人数に応じたきたいの配置ということでありまして、基本分でその施設拡充、人件費の補填、そういったことが賄われるのであれば、今ある施設にとっても単純にマイナスになるようなことはないと考えられますがそのような理解でよろしいでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この制度そのものが今申し上げましたように基本額があつて、加算分がそのような人数設定となっておりますので、施設が増えたとしても現在の施設に



極端な影響があるものではないと思っております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 今、そのようにお答えいただいたのは、先ほども申し上げましたように今ある 561 人という実績がやはり今の施設のなかでは何もなくても毎日 2 人以上埋まっているという状況であるわけです。そういうことでいきますと、それが 4,792 人の対象者のうちの 73 人ということであれば、1 パーセントでも増えればもう受け入れができないということになるわけです。要するに広報活動をしなくても受け入れる場所がない、ということにもなり兼ねない。ぜひとも受け入れ先を確保しなければいけない、これが今非常に急務であるし、やはりそれは働く両親、子育てをする親にとっては非常に有益なことであると繰り返し申し上げているわけです。そういうなかで町内施設には限りがあるわけですが、実際すでに当たっていただいているというところですが、町内にはどのような見込み、手応えみたいなものはあるのかどうかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 現在、議会での留意事項も踏まえまして増設が可能なのかどうかということで、南部こども病院にも問い合わせをしてみました。ただ、向こうでは定員が 3 名。すでに事業所内保育がありまして、そこでの定員が 3 名であり、これ以上増やすことは現時点では難しいという回答であります。われわれとしてもどのような状況か、こども病院さんと話し合いをする予定であります。ただこれが施設を拡充していく場合でもやはり財政的負担のバランスを考える必要が大きいと思います。現在のわんぱくクリニックでの利用者 561 人ですが、そのうちの町内の利用者は 332 人、229 人が町外の方となっております。事業を展開していく市町村が実施する病院を増やしていくとやはり財政的負担が相当大きくなってきますので、その財政的な部分も見ながら、そして先ほど申し上げましたように町内の方の隣市町村の施設利用状況を見て拡充について検討していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。当然、町の指定が 3 カ所、4 カ所にもなるとはあまり考えていませんので、今の 1 カ所にあと 1 つでも、もし可能であれば 2 つでもと考えています。隣の那覇市でも今は指定がたぶん 3 カ所しかないところですので、ただ、潜在的なニーズはあるのでそういうご提案をしています。なかなか指定施設を増やすことは難しいことも分かりますし、また、施設側をお願いしなければいけない条件整備も非常

にハードルが高いと考えています。そういった観点からいくと、今現在、他市町村で受け入れをしている所との連携、要するに南風原町の指定施設も那覇市の指定も受けていますので那覇市からの受け入れもあるわけですが、近隣で自分たちの市町村しか受け入れませんよと言っている所をできるだけ本町からも受け入れてもらえるような連携を広げていく、またそういうところを周知していくことが求められると思います。実際、利用料金でみますと、わんぱくクリニックでもほぼ同額ですが、指定されている町内の利用者に対しては1日2,000円ですが、それ以外の利用者には3,000円という1,000円ぐらいしか変わらないわけです。そういったことからしますと、病児・病後児保育をファミサポ事業でやると6,000円から7,000円ぐらいかかるわけですから、1,000円ぐらいの差で町外でもできるということであれば利用者もやはりそのほうが助かるのではないかと思います。他市町村との連携について、先ほどの答弁の繰り返しになると思いますが、併せて今後も何とか拡充していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 現時点でわれわれも隣市町村で病児・病後児保育を実施している医療機関等を把握しております。豊見城市や南城市、那覇市、糸満市でも他市町村を受け入れしています。料金的にも町とほぼ同じで、市内だったら2,000円ですが市外であれば2,500円、だいたい2,500円が多いですね。そういう実施状況ですので、このあたりは隣市町村とバランスはとれているのかなと思います。さらに利用しやすくするためにも広域で実施できないかも検討してまいります。

それから、本町の医療機関でも例えば豊見城のどこどこ紹介もしているそうです。職場が那覇市であれば、那覇市はこの3カ所でやっていると丁寧に紹介もやっているとのことですので、引き続きわれわれも制度の周知に努めて、それから広域でできるような方向を検討してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 良い制度ですし、本町も取り組んでいるのは非常に素晴らしいことだと思います。少しこの広報の仕方もチラシだったりホームページを工夫するということがあったり、当然問い合わせには応えていただいておりますが、得てして子どもの体調不良は役場の開いていない夕方以降に起こるものなのですよ。私もこういう制度ができたことを同世代、後輩たち、子育て世代に言うわけですが、ほとんどの人が知りません。それを知らせていくことも必要ですし、また知っている方に聞いても利用できないよ、いつも一杯だよと言うわけです。そういうことがあったのでぜひともそういう声を少しでもなくしていきたいと思いますので、引き続きがんばっていただきたいと思います。

次に移ります。2. 「ちばレポ」に学び、住民参加の見える化を、であります。皆さんには「ちばレポ」に関する資料もお配りさせていただいております。これについては、昨年の 10 月 28 日から 29 日にかけて、私も理事をさせていただいている一般財団法人日本青年館主催の第 20 回清溪セミナーに参加をしました。今回の質問は、そこで学んだ一部であります。少し紹介をさせていただきます。この清溪セミナーは、住民の目線に立ち、自治体の政策形成におけるチェックをする議会の機能強化を目的に、全国各地の青年団、OB 議員、他首長等で実行委員会が生まれ毎年 10 月ごろに行われております。『TV タックル』で有名な福岡政行先生を講師にタイムリーな事例や充実した講師陣で、昨年度はお隣の南城市からも参加がありました。興味があれば同僚議員の皆さんもぜひご参加いただければと思います。さて、たくさんの事例や講義のなかで私が強く興味を持ったのは、千葉市総務局次長・CIO 補佐監の三木浩平さんを講師に行われた、マイナンバー時代の IT を活用した自治体サービスという講話で、そのなかに「ちばレポ」という事例がございました。当然、この千葉市については、人口 97 万超の政令都市でありますし、行政規模が違いますが、このサービスについては千葉市が他の自治体で利用できるようにと開発から取り組んだと説明を受けたことから、他の道府県の市町村議員からも共感と質疑が多数上がりました。全国でも先駆けた事例だと思いますので、次のように質問します。(1) 人口や面積など規模は違えども、新しい住民参画のかたちとして「ちばレポ」(ちば市民協働レポート)をどう評価するか。(2) 本町は「すぐやる班」が設置され、町民からの指摘や要望に迅速に対応している。「ちばレポ」に学び、見える化できないか。(3) 「ちばレポ」は、千葉市が開発したが、他市町村でも低コストでの導入・運用ができる。本町も検討してはどうか。お答えをお願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項 2 点目の「ちばレポ」に学び、住民参加の見える化を(1)についてお答えします。まず、情報提供をいただき、ありがとうございます。千葉市の特長を生かした市民協働によるまちづくりを目指した市民と行政をつなぐコミュニケーションツール「ちばレポ」が、新しい住民参画のかたちとして活用されていることは良い取り組みだと思います。(2)と(3)については、関連しますのでまとめてお答えします。「ちばレポ」は、千葉市の特長や規模にマッチした方策として導入されたと思います。現在、本町においては、まちづくり振興課すぐやる班や住民生活環境班で多様な町民要望に迅速に対応しております。ご提案の本町における住民参加の見える化については、千葉市の事例がいいのか、他にも有効な手法があるのか含め、導入や運用など費用面も含めて調査研究していきたいと思っております。以上です。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。新しい住民参画のかたちとして評価するとご答弁いただきました。この「ちばレポ」の良いところは、携帯電話のアプリになっていて、例えば道がどこから破損しているとかそういったものを写真に撮ってアップをすると、行政がすぐ対応できるというところがまず 1 点。もう 1 つは、行政だけではなくて協力していただける企業や団体も募ることで、行政ができないことをその企業や団体がサービスとして提供する。逆にサービスする側を増やすという、そういった利点も考えるわけです。当然、この「ちばレポ」に参加してくれる住民が増えることも予想されますけれども、住民サービスを提供する側、協力企業・団体が増えていくことも考えられます。そういった部分でサービスを提供する側、そして受ける側、その両方が住民参画できるという視点が非常に良いことだと考えるわけですが、その点について詳しく感想があればお答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 私も議員からの情報提供がございましたので、さっそく「ちばレポ」をダウンロードして閲覧しました。おっしゃるとおり非常に面白い。まず入り方がヤフーのマップから入って、この場所にこういうことがあると、「歩道に草が生えています」と、そのあと「私が刈りました」とレポートが入る。あるいは「ガードレールの破損ですからこれは行政でしかできません」とか、おっしゃるとおり課題をお知らせする方、私はこの課題だったら解決できる、これは役所でしかできないといろいろあって良い使い方だと感じました。おっしゃるように、「ちばレポ」に関しましては携帯端末を使える方、その環境にある方にとっては非常に良いツールですね。特に若い年代層における情報の共有にしましては非常に良いツールだと感じました。半面、こういった機器を使えない、使える環境にない方には何があるのかということで、先ほど議員からもございましたように千葉市においては人間も 100 万人ほどいる、面積も 100 平方キロということは 30 倍近いわけです。われわれは 10.76 平方キロで、コミュニティは 19 でしっかりしているということで、そういった携帯端末を持っていない方は直接役場に来られたときに町政提案箱、紙にいろんな意見を書いてもらいポストに投函してもらったり、地域の区長や議員の皆さんにであったり、あるいは直接電話であったり、どこの自治体も一緒だと思います。面積が小さいことを利点にして、すぐやる班、住民環境課等々でのハード面、あとはソフト面の窓口対応や議員からも質問のあった施設の借り方・貸し方についてなどいろんな場面で活用できていると思います。また、本町においては「まちメール」というものがございまして、これはホームページ上でございます。そういったことで、いろんな場面をとおして意見を集約などしているかとは思いますが、今後はこういった新たなツールの活用も勉強していきながら取り組んでいく必要もあると思います。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。冒頭申し上げましたように、当然規模も違いますが、ただ、新しい手法について、本町はどこよりも先駆的にやっていると評価しています。(2)に移りますが、そういうなかでもこれまで本町でも取り組まれている、すぐやる班、いろんな広報のやり方、まちメール含めて住民サービスに込んでいるわけですが、私もこれまで見える化に質問してきた趣旨は、ホームページでも町の広報誌でも町民が求めたら見ることができるものはできていると思いますがやはり本町が今目指している方向というのはどうやったら町民に見てもらえるか、参画してもらえるかであります。そういった視点を本町は非常に大事に取り組んでいると評価していますし、検討していると答弁はいただきましたけれども、検討の余地があるのではないかと情報提供させていただいているところであります。

次に、このサービスを提供するに当たってのコストであります。先ほど規模、面積が違うというなかで、コストの問題が出てくるわけですが、皆さんにお配りした資料に千葉市がこれを導入するにかかったコストが書かれているように 2,685 万円で、年間の維持費用が 538 万円ということで非常に膨大であります。ただ、これには導入開発コストが含まれているわけですが、私の持っている資料ですと本町の規模では初期費用が 100 万円、ランニング費用が 170 万円で導入できるというところであります。町内の企業の参画ですとか行政の見える化、効率化の観点から考えると検討する価値は十分あると考えられますが、いかがお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 費用の面についても情報提供ありがとうございます。初期費用が 100 万円、ランニングコストが 170 万円というのが本町にとって安いか高いか、それも含めて、あとはわれわれには「まちメール」というのがございますのでそれをもう少し見やすくと言いますか、よく照屋議員の提案で見やすくするというのが重要だろうとわれわれも常々感じているところでございます。目に付くと言うか、このホームページの作り方、見せ方、紙の広報についても工夫することはいつも感じる課題だと思っております。それ含めて、本町の規模での費用対効果が妥当かどうかも含め、また他の方策も含めて検討させていただきたいと思っております。